

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成20年4月3日

京都市長 門川大作

1 許可年月日及び許可番号

平成18年10月13日 第753号

平成20年3月26日 変第175号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市左京区北白川上終町12番地の1, 13番地, 14番地, 15番地, 16番地, 17番地, 17番地の1, 101番地及び104番地(一部)並びに同区北白川瓜生山町2番地の4, 2番地の9, 2番地の10, 2番地の11, 2番地の12, 2番地の13, 2番地の14, 2番地の18, 2番地の19, 2番地の21, 2番地の53, 2番地の54, 2番地の60, 2番地の63, 2番地の64, 2番地の65, 2番地の88(一部), 2番地の116, 2番地の127, 2番地の128及び2番地の141並びに同区北白川山田町17番地の1, 17番地の4及び26番地の28

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市左京区北白川瓜生山町2番地の116

学校法人 瓜生山学園

理事長 徳山 詳直

(都市計画局都市景観部開発指導課)